

A ①株式会社A・Y Project ②第3種旅行業 ③神奈川県知事登録旅行業第3—980号
④株式会社A・Y Project 横浜市鶴見区市場大和町1番11号アイビー大和1階 代表取締役 中山孝士 ⑤本社営業所 横浜市鶴見区市場大和町1番11号アイビー大和1階 ⑥平成23年6月22日 ⑦令和8年6月23日 ⑧90万円 ⑨450万円

A ①株式会社コスモツーリスト ②第2種旅行業 ③新潟県知事登録旅行業第2—377号 ④株式会社コスモツーリスト 新潟市西区大学南二丁目8番24号 代表取締役 金子専 ⑤本社営業所 新潟市西区大学南二丁目8番24号 ⑥平成23年6月1日 ⑦令和8年5月29日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社プロジェクト白馬グループ ②第2種旅行業 ③長野県知事登録旅行業第2—615号
④株式会社プロジェクト白馬グループ 北安曇郡白馬村大字神城7361番地8 代表取締役 遠藤孝 ⑤本社営業所 北安曇郡白馬村大字神城7361番地8 ⑥平成30年10月16日 ⑦令和8年3月31日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①タテックストラベル ②第3種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第3—1036号 ④宮原英利 大野城市白木原1丁目12番13—1102号 ⑤本社営業所 大野城市白木原1—12—13ライオンズマンション春日公園1102 ⑥令和4年5月25日 ⑦令和8年4月4日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社トータル ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2—8100号 ④株式会社トータル 諏訪市大字湖南1352番地1 代表取締役 前橋尚 ⑤本社営業所 東京都足立区加賀2—26—14 ⑥令和3年5月6日 ⑦令和8年5月6日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社JEGPRO ②第3種旅行業 ③奈良県知事登録旅行業第3—241号 ④株式会社JEGPRO 奈良市富雄北一丁目18番B—105号 代表取締役 近藤公弥 ⑤本社営業所 奈良市富雄北一丁目18番B—105号 ⑥令和5年12月5日 ⑦令和8年6月30日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①IMD Alliance株式会社 ②第2種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第2—835号
④IMD Alliance株式会社 福岡市中央区白金一丁目11番7号IMD SQUARE3 F 代表取締役 麻生宏 ⑤本社営業所 福岡市中央区白金一丁目11番7号IMD SQUARE3 F ⑥平成28年6月7日 ⑦令和8年6月1日 ⑧220万円 ⑨1100万円

B ①株式会社南アルプスゲートウェイ ②第2種旅行業 ③山梨県知事登録旅行業第2—301号
④株式会社南アルプスゲートウェイ 南アルプス市芦安芦倉1587番地1 代表取締役 工藤誠 ⑤本社営業所 南アルプス市芦安芦倉1587番地1 ⑥平成28年6月16日 ⑦令和8年5月26日 山梨県知事登録旅行業地域—301号 ⑧200万円 ⑨1100万円

以上11件
東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 近藤 幸二

A ①株式会社TRIP ON ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3—8113号 ④株式会社TRIP ON 東京都港区西新橋一丁目19番6号 代表取締役 佐藤昭仁 ⑤本店 東京都港区西新橋一丁目19番6号桔梗備前ビル503 ⑥令和3年6月17日 ⑦令和8年6月9日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社CjaL, TRANS ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3—8455号 ④株式会社CjaL, TRANS 東京都台東区蔵前二丁目2番3号柳浅蔵前ビル3F 代表取締役 笹井明子 ⑤本社営業所 東京都台東区蔵前二丁目2番3号柳浅蔵前ビル3F ⑥令和5年10月5日 ⑦令和8年5月16日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上2件

東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
一般社団法人日本旅行業協会
代表理事 蝦名 邦晴

(仮称) 珠洲大谷峠ウィンドファーム事業の実施
引継ぎに関する公表

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

日本風力サービス株式会社

代表取締役 倉田 隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園NDビル六階

(なお、日本風力サービス株式会社は、令和八年八月一日付でGPSS事業開発株式会社を継続会社とする吸収合併により、消滅しました。)

二、第一種事業の名称、種類及び規模

(仮称) 珠洲大谷峠ウィンドファーム事業
風力(陸上)

最大発電所出力 三六、〇〇〇kW

(三、六〇〇、五、三〇〇kW×最大十基)

三、法第三十条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

日本風力サービス株式会社は、第一種事業の実施を当社へ引き継ぎましたので、法第三十条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者となった者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

GPSS事業開発株式会社

代表取締役 倉田 隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園NDビル六階

令和八年八月三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園NDビル六階 GPSS事業開発株式会社

代表取締役 倉田 隆広

(仮称) 出水ウィンドファーム事業の実施引継ぎ
に関する公告

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

日本風力サービス株式会社

代表取締役 倉田 隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園NDビル六階

(なお、日本風力サービス株式会社は、令和八年八月一日付でGPSS事業開発株式会社を継続会社とする吸収合併により、消滅しました。)

二、対象事業の名称、種類及び規模

(仮称) 出水ウィンドファーム事業
風力(陸上)

最大発電所出力 六〇、二〇〇kW

(四、二〇〇、四、三〇〇kW×最大十四基)

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

日本風力サービス株式会社は、対象事業の実施を当社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

GPSS事業開発株式会社

代表取締役 倉田 隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園NDビル六階

令和八年八月三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園NDビル六階 GPSS事業開発株式会社

代表取締役 倉田 隆広